

低圧電気需給約款

2023年 7月 1日実施

越後天然ガス株式会社

低圧電気標準約款

目次

I 総 則	1
1. 適 用	1
2. 需給約款の変更	1
3. 定 義	1
4. 単位および端数処理	3
5. 実施細目	3
II 電気料金プラン	4
6. 電気料金プラン	4
7. 付帯メニュー	4
8. オプションサービス	4
III 契約の申し込み	5
9. 電気需給契約の申し込み	5
10. 電気需給契約の成立	5
11. 電気需給契約の単位	5
12. 供給の開始	5
13. 供給の単位	6
14. 電気需給契約書の作成	6
IV 電気料金の算定および支払い	7
15. 電気料金	7
16. 検針日	7
17. 電気料金の算定期間	7
18. 使用電力量の計量および算定	7
19. 電気料金の算定	7
20. 日割計算	8
21. 料金の支払義務発生日および支払期日	8
22. 料金その他の支払方法	8
V 使用および供給	10

23. 適正契約の保持	10
24. 需要場所への立入りによる業務の実施.....	10
25. 電気の使用にともなうお客様の協力.....	10
26. 調査に対するお客様の協力	10
27. 保安に対するお客様の協力	10
28. 違約金	11
29. 供給の中止または使用の制限もしくは中止.....	11
30. 損害賠償の免責	11
31. 設備の賠償	11
VI 契約の変更および終了	13
32. 他の電気料金プランへの変更	13
33. 名義の変更	13
34. 電気需給契約の廃止.....	13
35. 需給開始後の電気需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費 の精算	13
36. 解約等	14
37. 電気需給契約消滅後の債権債務関係	14
VII 供給方法及び工事	15
38. 需給地点および施設.....	15
VIII 工事費の負担	15
39. 一般供給設備の工事費負担金	15
40. 需給開始に至らないで電気需給契約を廃止または変更される場合の費用の 申受け	15
IX その他	16
41. 反社会的勢力の排除.....	16
42. 管轄裁判所	16
附 則	17
別 表	18

I 総則

1. 適用

(1)この低圧電気需給約款（以下「この需給約款」といいます。）は、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して当社が電気を供給するときの料金その他の供給条件を定めたものであり、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

(2)この需給約款は、次の地域に適用いたします。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

ただし、山形県の飛島ならびに新潟県の佐渡島および粟島は除きます。

2. 需給約款の変更

(1)当社は、この需給約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の需給約款によります。

(2)お客さまの需要場所を供給区域内とする一般送配電事業者（東北電力ネットワーク株式会社とし、以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この需給約款を変更する必要が生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この需給約款を変更することができます。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の需給約款によります。

(3)消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この需給約款を変更するものとし、あらかじめお客さまにお知らせいたします。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の低圧電気需給約款によります。

(4)当社は、この需給約款の変更を行なう場合は、あらかじめその内容について個別に通知する方法または当社のホームページに掲示する方法等によりお知らせいたします。

3. 定義

次の言葉は、この需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1)低圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(2)電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3)小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4)動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5)契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(6)契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(7)契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(8)契約電力等

契約電流、契約容量および契約電力を総称したものとします。

(9)電気料金プラン

電気料金プランごとに定める基本料金、電力量料金等お客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件をいいます。

(10)付帯メニュー

電気料金プランごとに付帯する割引等の条件をいいます。

(11)オプションサービス

当社もしくは当社が委託するサービス提供会社が提供するサービスをいいます。

(12)電気料金

本約款にもとづき、電気料金プランを適用し、お客さまの電気のご使用状況に応じて計算される料金をいいます。

(13)ガス料金

お客さまに適用される当社の都市ガス需給に関する約款にもとづく契約（以下「ガス使用契約」といいます。）により計算される料金をいいます。

(14)料金

電気料金およびガス料金を総称したものをいいます。

(15)再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(16)消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、料金率および基準単価等には消費税等相当額を含みます。

(17)貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(18)平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1月 1日から 3月31日までの期間、 2月 1日から 4月 30日までの期間、 3月 1日から 5月31日までの期間、 4月 1日から 6月30日までの期間、 5月 1日から 7月31日までの期間、 6月 1日から 8月31日までの期間、 7月 1日か

ら 9月30日までの期間、 8月 1日から10月31日までの期間、 9月 1日から11月30日までの期間、 10月 1日から12月31日までの期間、 11月 1日から翌年の 1月31日までの期間または12月 1日から翌年の 2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4. 単位および端数処理

この需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1)契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかといたします。
- (2)契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、契約容量が0.5キロボルトアンペア未満となる場合は、契約容量を1キロボルトアンペアといたします。
- (3)契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、契約電力が0.5キロワット未満となる場合は、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4)使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5)料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5. 実施細目

この需給約款の実施上必要な細目的事項は、この需給約款の趣旨に則り、そのつどお客様と当社との協議によって定めます。

II 電気料金プラン

6. 電気料金プラン

- (1)電気料金プランに関する詳細事項は、電気料金プラン約款にて定めます。
- (2)電気料金プラン約款では、適用条件、供給電気方式、供給電圧および周波数、契約電力等を定めます。

7. 付帯メニュー

- (1)電気需給契約および電気料金プラン約款に付帯して提供する付帯メニューに関する詳細事項は、付帯メニュー約款にて定めます。
- (2)付帯メニュー約款では、適用条件等を定めます。

8. オプションサービス

- (1)お客さまは、当社もしくは当社が委託するサービス提供会社がオプションサービスを提供する場合に、別途定める規約に従って利用いただけます。
- (2)オプションサービスの適用条件、適用期間等の内容については、その変更や中止等も含めて、当社ホームページ等でお知らせします。

III 契約の申し込み

9. 電気需給契約の申し込み

- (1)お客様が新たに電気の電気需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、当社所定の様式によって申し込みをしていただきます。
- (2)当社は、お客様から申し出ていただいた事項のうち、当該接続供給のために当該一般送配電事業者が必要とする事項について、当該一般送配電事業者に情報を提供いたします。
- (3)お客様がこの需給約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、当社は、お客様の氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあることについて、あらかじめ承諾のうえ申込みをしていただきます。

10. 電気需給契約の成立

- (1)電気需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2)当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、お申し込み内容の不備、当社の設定する与信基準等により、電気需給契約の申し込みを承諾できない場合があります。
- (3)当社は、電気需給契約が成立した場合は、その内容についてお客様にお知らせいたします。

11. 電気需給契約の単位

- (1)当社は、電気の1需要場所について、原則1電気需給契約を締結します。ただし、電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要の場合は、複数の電気需給契約を締結することができます。
- (2)1電気需給契約には、お客様が選択した1電気料金プランを適用するものとし、適用条件を満たす場合には、付帯メニューを適用します。

12. 供給の開始

- (1)当社は、お客様の電気需給契約の申し込みを承諾した場合には、お客様および当該一般送配電事業者と協議のうえ需給開始日を定め、需給開始に必要な手続きを経たのち、需給開始日より電気を供給いたします。
- (2)当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客様と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。
- (3)当社以外の者による電気の供給から当社による電気の供給に変更される場合で、当社以外の者との電気需給契約の廃止手続きが完了されていないときには、需給開始日をあらためて協議いたします。

13. 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1電気需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

- (1)共同引込線（複数の電気需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合
- (2)技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

14. 電気需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成いたします。

IV 電気料金の算定および支払い

15. 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、別表1.再生可能エネルギー発電促進賦課金(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表2.燃料費調整(1)によって算定された燃料費調整額、別表3.離島ユニバーサルサービス調整によって算出された離島ユニバーサルサービス調整額および別表4.ご使用量お知らせ発行手数料の合計といたします。

16. 検針日

検針日は、託送約款等に定める、当該一般送配電事業者が、実際に検針を行った日または検針を行ったとされる日といたします。

17. 電気料金の算定期間

電気料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

18. 使用電力量の計量および算定

- (1)お客様の使用電力量、最大需要電力等は、原則として、当該送配電事業者が取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量し、その計量の結果は、計量日以降に当社に通知されます。
- (2)電気の検針を行わなかった場合や計量器の故障等によって当該送配電事業者が使用電力量または最大需要電力等を正しく計量できなかった場合には、使用電力量または最大需要電力等は、原則、託送約款等に定めるところにより、お客様と当社との協議によって定めます。

19. 電気料金の算定

- (1)電気料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または電気需給契約が消滅した場合で、計量期間の日数が、24日以下または36日以上となるとき。
 - ロ 17（電気料金の算定期間）の場合で、計量期間の日数が、24日以下または36日以上となるとき。
- (2)電気料金は、電気需給契約ごとに選択した電気料金プラン約款を適用して算定いたします。
- (3)電気料金プラン約款に加え、付帯メニューが適用される場合、そのすべてを反映して電気料金を算定いたします。

20. 日割計算

(1)当社は、19（電気料金の算定）(1)イ、ロの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金は、次の算式により日割計算をしたものに読み替えます。

選択した電気料金メニューに定める1月の基本料金×（日割計算対象日数÷30）

ロ 電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量により計算します。

(2)19（電気料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

(3)当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をします。

21. 料金の支払義務発生日および支払期日

(1)お客さまの電力料金の支払義務発生日（電気料金についてお客さまと当社との間で具体的な債権債務が確定した日をいいます）は、当社が当該一般送配電事業者から検針の結果等を受領したことにより料金の請求が可能となった日（以下「請求日」といいます。）に発生いたします。この場合の請求日は、託送約款等に定める検針日といたします。ただし、34（電気需給契約の廃止）および36（解約等）により電気需給契約が消滅した場合、前回の検針日から消滅日の前日までの電気料金の支払義務発生日は、消滅日といたします。

(2)お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3)支払期日は、検針日および消滅日の属する月の翌月1日から起算して40日目といたします。ただし、消滅日とその前回検針日が同月の場合は、消滅日の属する月の翌々月1日から起算して40日目といたします。また、お客さまと当社との協議によって当社が継続してガス料金と電気料金を一括して請求する場合の支払期日は、検針日の属する月の翌月以降の最初のガス料金支払義務発生日（ガス小売供給約款等にもとづきガス料金の支払義務が発生する日をいいます）の翌日から起算して30日目といたします。

(4)支払期日が日曜日または銀行法第1条第1項に規定する政令で定める日および8月14日、15日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

22. 料金その他の支払方法

(1)料金については毎月、当社が指定した金融機関等を通じて、イまたはロにより支払っていただきます。ただし、料金がお客さまの指定する口座から振替日に引き落とされなかった場合、料金がクレジット会社により当社へ立替払いされなかった場合または当社の事情によりイもしくはロによる支払いができない場合等、特別の事情がある場合には、ハにより支払っていただきます。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法により支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客様が当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出させていただきます。

ハ お客様が料金を当社が指定した方法により支払われる場合には、当社指定の条件によってさせていただきます。

(2)原則として、需要場所で当社とのガス使用契約がある場合は、同一支払方法といたします。同一需要場所での電気複数契約についても同様とします。

(3)お客様が料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客様の指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社から当社へ立替払いされたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金が指定の方法により払い込まれたとき。

(4)当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(5)料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(6)工事費負担金等相当額その他については、そのつど、当社が指定した支払方法にてお支払いいただきます。

V 使用および供給

23. 適正契約の保持

当社は、お客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合は、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

24. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および当該一般送配電事業者は、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

25. 電気の使用にともなうお客さまの協力

(1)お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2)お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたがい、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

26. 調査に対するお客さまの協力

お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当該一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

27. 保安に対するお客さまの協力

(1)次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。

- イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客様が、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2)お客様が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社および当該一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上特に必要があるときには、当該一般送配電事業者は、お客様にその内容の変更をしていただくことがあります。

28. 違約金

お客様が電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社が託送約款等の定めにより当該一般送配電事業者から請求された金額を、違約金として申し受けます。

29. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1)当該一般送配電事業者、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客様に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- イ 異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合
- ロ 当該一般送配電事業者が、託送約款等にもとづき供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客様に電気の使用を制限し、もしくは中止する場合
- (2)(1)の場合には、当社もしくは当該一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客様にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。
- (3)当社は(1)にともなう料金の減額は行いません。

30. 損害賠償の免責

- (1)29（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2)36（解約等）によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が消滅した場合には、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3)漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

31. 設備の賠償

お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作

物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

32. 他の電気料金プランへの変更

- (1)お客様が適用している電気料金プランから他の電気料金プランの変更を申し込み、当社が、それを承諾した場合には、お客様は、電気料金プランを変更することができます。
- (2)(1)の場合、当社は、電気料金プランの変更の内容をお客さまにお知らせいたします。この場合、お客様が希望されるときを除き、当該変更の内容以外の事項のお知らせについては省略いたします。

33. 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客様の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

34. 電気需給契約の廃止

- (1)お客様が電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2)電気需給契約は、36（解約等）および次の場合を除き、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
- イ 当社がお客様の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に電気需給契約が消滅したものといたします。
 - ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、電気需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
- (3)当社との電気需給契約を廃止し、他の小売電気事業者との電気需給契約等にもとづき当該需要場所において引き続き電気を使用される場合は、他の小売電気事業者より当社へ廃止期日を通知するものといたします。
- (4)当社または当該一般送配電事業者は、原則としてお客様または他の小売電気事業者から通知された廃止期日に、需給を終了させるための適切な処置を行います。

35. 需給開始後の電気需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

- (1)お客様が契約電力等を新たに設定された後に、電気需給契約を終了する場合もしくはお客様が契約電力等を減少しようとされる場合、または契約電力等を増加された後に、電気需給契約を終了する場合もしくはお客様が契約電力等を減少しようとされる場合において、当社が託送供給等約款に基づき当該一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合は、その精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。
- (2)お客様が電気の使用を開始され、その後、契約電力等の変更または電気需給契約を終了

する場合に、当社が託送供給等約款に基づき当該一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合は、当社はその精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

36. 解約等

(1)お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、電気需給契約を解約することができます。なお、次のイ、ロおよびハの場合には、事前にその旨をお客さまに予告いたします。

- イ　お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ロ　お客様が当社の他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ハ　この需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（違約金、工事費負担金その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- ニ　契約された用途以外の用途に電気を使用され、当社もしくは当該一般送配電事業者がその旨を警告しても改めない場合
- ホ　お客様がその他この需給約款に反した場合で、当社がその旨を警告しても改めない場合

(2)(1)に該当し、その理由となった事実を解消されない場合には、当社は、解約日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

(3)当該一般送配電事業者によって電気の供給を停止されたお客様が、当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、電気需給契約を解約することができます。なお、この場合には、その旨をお客さまに予告いたします。

(4)お客様が、34（電気需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に電気需給契約は消滅するものといたします。

37. 電気需給契約消滅後の債権債務関係

電気需給契約中の料金その他の債権債務は、電気需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 供給方法及び工事

38. 需給地点および施設

- (1)当社は、託送約款等にもとづき当該一般送配電事業者が施設する供給設備を介して、電気を供給いたします。
- (2)電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続点といたします。
- (3)需給地点に至るまでの供給設備は、当該一般送配電事業者の所有とし、当該一般送配電事業者が託送約款等にもとづき施設いたします。
- (4)当該一般送配電事業者の供給設備、計量器および通信設備等の施設場所は、お客様から無償で提供していただきます。

VIII 工事費の負担

39. 一般供給設備の工事費負担金

お客様が新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客様の希望によって供給設備を変更する場合において、当社が託送供給等約款に基づいて当該一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、お客様にその負担金を支払っていただきます。

40. 需給開始に至らないで電気需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客様の都合によって需給開始に至らないで電気需給契約を廃止または変更される場合は、当社もしくは当該一般送配電事業者は、要した費用の実費を申し受けます。なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受けます。

IX その他

41. 反社会的勢力の排除

(1)お客様および当社は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなつた時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいいます。以下同じ。）に該当し、または反社会的勢力と次のいずれかに定める関係を有することが判明した場合は、事前に通知の上、電気需給契約の全部または一部を解除できるものといたします。

- イ 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- ロ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- ハ 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき
- ニ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
- ホ その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2)お客様および当社は、相手方が自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに定める行為をした場合には、事前に通知のうえ、電気受給契約の全部または一部を解除できるものといたします。

- イ 暴力的な要求行為
- ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ニ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる行為

(3)お客様および当社は、自己が将来にわたり(1)および(2)に該当しないことを表明および確約いたします。

(4)お客様および当社は、自己が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否するものといたします。

(5)お客様および当社は、相手方が(3)および(4)の規定に違反した場合は、事前に通知のうえ、電気需給契約の全部または一部を解除できるものといたします。

(6)お客様または当社が前各項の規定により契約を解除した場合、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することができず、また解除により解除した当事者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものといたします。

42. 管轄裁判所

お客様との電気需給契約に関する一切の紛争については新潟簡易裁判所または新潟地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

1 この需給約款の実施期日

この需給約款は、2023年7月1日から実施いたします。

別表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

(2)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にかかる納付金単価を定める告示がなされた年の4月の計量日から翌年の4月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の計量日から翌年の4月の計量日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の計量日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気にかかる再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費調整

(1)燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0259$$

$$\beta = 0.2563$$

$$\gamma = 0.8915$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ)1キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (83,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ)1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を上回り、かつ、125,300円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83,500\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ハ)1キロリットル当たりの平均燃料価格が125,300円を上回る場合、平均燃料価格

は、

125,300円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (125,300\text{円} - 83,500\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1月 1日から 3月31日までの期間	その年の 5月の計量日から 6月の計量日の前日までの期間
毎年 2月 1日から 4月30日までの期間	その年の 6月の計量日から 7月の計量日の前日までの期間
毎年 3月 1日から 5月31日までの期間	その年の 7月の計量日から 8月の計量日の前日までの期間
毎年 4月 1日から 6月30日までの期間	その年の 8月の計量日から 9月の計量日の前日までの期間
毎年 5月 1日から 7月31日までの期間	その年の 9月の計量日から 10月の計量日の前日までの期間
毎年 6月 1日から 8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年 7月 1日から 9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年 8月 1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年 9月 1日から11月30日までの期間	翌年の 1月の計量日から 2月の計量日の前日までの期間
毎年10月 1日から12月31日までの期間	翌年の 2月の計量日から 3月の計量日の前日までの期間
毎年11月 1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の 3月の計量日から 4月の計量日の前日までの期間
毎年12月 1日から翌年の 2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の 2月29日までの期間)	翌年の 4月の計量日から 5月の計量日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロ（燃料費調整単価）によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2)基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	19銭7厘
------------	-------

(3)燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載します。

3 離島ユニバーサルサービス調整

(1)離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第 1位で四捨五入いたします。

(イ)-1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} =$$

$$(79,300円 - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ)1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ、
119,000 円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} =$$

$$(\text{離島平均燃料価格} - 79,300) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000円といたします。

$$(119,000\text{円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサル調整単価適用期間
毎年 1月 1日から 3月31までの期間	その年の 5月の計量日から 6月の計量日の前日までの期間
毎年 2月 1日から 4月30までの期間	その年の 6月の計量日から 7月の計量日の前日までの期間
毎年 3月 1日から 5月31までの期間	その年の 7月の計量日から 8月の計量日の前日までの期間
毎年 4月 1日から 6月30までの期間	その年の 8月の計量日から 9月の計量日の前日までの期間
毎年 5月 1日から 7月31までの期間	その年の 9月の計量日から 10月の計量日の前日までの期間
毎年 6月 1日から 8月31までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年 7月 1日から 9月30までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年 8月 1日から10月31までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年 9月 1日から11月30までの期間	翌年の 1月の計量日から 2月の計量日の前日までの期間
毎年10月 1日から12月31までの期間	翌年の 2月の計量日から 3月の計量日の前日までの期間
毎年11月 1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の 3月の計量日から 4月の計量日の前日までの期間

毎年12月 1日から翌年の 2月28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の 2月29日までの期間)	翌年の 4月の計量日から 5月の計量日の前日までの期間
--	-----------------------------

二 畦島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2)離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1厘
------------	----

(3)離島ユニバーサルサービス調整単価等の掲載

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および(1)口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当社のホームページに掲載します。

4 ご使用量お知らせ発行手数料

1月あたり165円（税込）